

## 1 計画策定の背景と趣旨

近年、高齢化、核家族化が進む中で、福祉ニーズはますます多様化しており、すべての障がいのある人が地域で安心して生活できる住みやすいまちづくりが求められています。

国においては、平成 23 年 8 月、障害者基本法が一部改正され、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。平成 24 年 10 月には、「障害者虐待防止法」が施行されました。また、平成 25 年 4 月には、「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行（一部は平成 26 年 4 月施行）され、新たに難病患者も障がい福祉サービス受給の対象となりました。さらに、平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定されました。

平成 25 年 9 月には、「障害者基本計画（第 3 次）」が策定され、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図る基本的な方向が示されました。

本市の障がい者福祉施策は、平成 9 年度に策定された「春日井市障害者計画」により体系的に展開されるようになりました。その後、今日に至るまで、障がいのある人を取り巻く社会的環境の変化に対応し、計画の改定等を随時行い、継続的に障がい者福祉に関する施策を実施してきました。

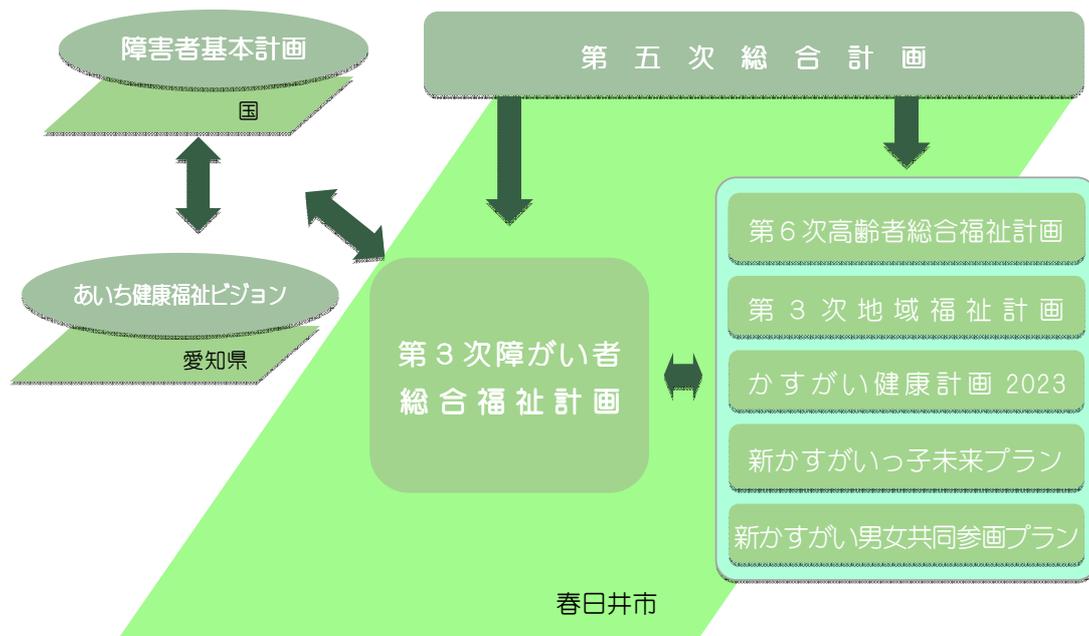
平成 24 年 3 月に策定した「第 2 次春日井市障がい者総合福祉計画」の計画期間の終了にあたり、障害者総合支援法や障害者基本計画を踏まえ、行政に対する福祉ニーズの多様化や障がいのある人の就労、災害時の支援、権利擁護などの課題に対応し、長期的視点から総合的かつ計画的に障がい者福祉に関する施策を推進するため、「第 3 次春日井市障がい者総合福祉計画」を策定します。

【 障がい者施策にかかわる主な関連法令の動向 】

	関連法令	概要
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者権利条約の国連総会採択</li> <li>・ 障害者自立支援法の施行</li> <li>・ 障害者雇用促進法の一部改正</li> <li>・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約</li> <li>・ 福祉サービス体系の再編</li> <li>・ 雇用対策の強化、助成の拡大など</li> <li>・ 総合的なバリアフリー化の推進等の規定</li> </ul>
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者基本法の一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村障害者計画の義務化</li> </ul>
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用促進法の一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど</li> </ul>
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者負担や障がい者の範囲の見直しなど</li> </ul>
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者基本法の一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的規定や障がい者の定義の見直しなど</li> </ul>
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者虐待防止法の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、虐待の早期発見の努力義務を規定</li> </ul>
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法の施行</li> <li>・ 障害者優先調達推進法の施行</li> <li>・ 障害者差別解消法の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援法を改称し、障がい者の範囲の見直しや障害支援区分の創設など</li> <li>・ 公機関の物品やサービスの調達を、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進</li> <li>・ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定</li> </ul>
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病医療法の制定</li> <li>・ 障害者権利条約の効力発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原因が分からず効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大</li> </ul>

## 2 計画の位置づけ

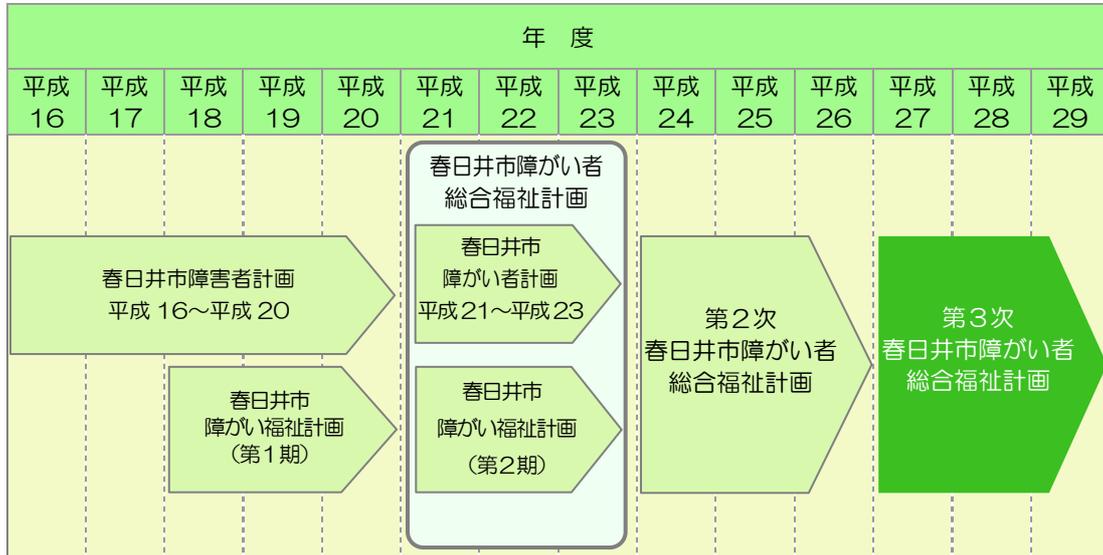
- 1 この計画は、本市の障がい福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画と、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画を一体的に策定するものです。
- 2 この計画は、第五次春日井市総合計画を上位計画とし、他の関連する計画と整合を図っています。
- 3 この計画は、国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」と整合を図っています。
- 4 この計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。



「障がいのある人」とは「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とします。

### 3 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 29 年度までの3年間とします。



## 4 重点課題

近年の本市の障がい者施策を取り巻く現状を踏まえ、本計画では次の3つを重点課題として位置づけ、積極的に施策の推進に取り組みます。

### (1) 自立に向けたサービスの利用促進 ●●●●●●●●●●

サービスを利用し、自立した生活を営むことができるよう、相談支援等の充実を図ります。

#### ① 施設入所者の地域生活への移行促進

- 障がい者生活支援センターの機能強化
- 相談支援専門員の増員
- グループホームの整備支援

#### ② 福祉施設から一般就労への移行促進

- ハローワークとの連携強化
- 障がい者就業・生活支援センターとの連携強化

### (2) 災害など緊急時の体制の充実 ●●●●●●●●●●

地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災対策の推進を図ります。

- 福祉避難所の拡充
- 防災会議への福祉分野からの委員登用の検討

### (3) 障がいのある人の人権に対する理解の促進 ●●●●●●●●

障がいを理由とする差別の解消に向け、障がいに対する理解を深めるための啓発活動等の充実とともに、虐待の防止や権利擁護のための取り組みの一層の推進を図ります。

- 行政機関等における合理的配慮の推進
- 障がい者虐待防止センター等関係機関との連携強化
- 成年後見制度の利用促進